

令和 8 年度 事 業 計 画

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

日本経済は緩やかな回復が見込まれ「成長型経済」移行の正念場といわれています。しかし物価上昇に賃金の伸びが追いつかない等、課題も挙げられています。

一方では、経済成長により、慢性的な人手不足傾向は基本的に続き、業種によっては現在よりやや深刻化する可能性が高いとみられ、高齢者の雇用も活発化することが期待され、シルバー人材センターも臨時的・短期的・軽易な業務を切り出すことで活躍の場が拡大すると期待されます。

しかし、会員の平均年齢が 74.9 歳となり人生 100 年時代に向け、生涯現役で活躍できる社会の実現を見据え、80 歳を超えても活躍できる就業環境の整備など、高齢者が就業を通じ、地域社会に貢献し、生きがいや居場所づくりとしてのシルバー人材センターの社会的意義がますます重要となります。

このような状況のなか、女性会員の拡大、退会抑制、安全就業の徹底、デジタル化、新たな契約方法への円滑な移行など推進し、会員拡大及び会員就業支援を拡大し、子育て世代のサポート、人手不足の解消等に貢献してまいります。

三島市シルバー人材センターも設立 40 周年を迎えますが、引き続き会員及び発注者・関係各位の皆様のご理解・ご協力を得る中で、「自主・自立、共働・共助」の基本理念に則り、以下の事業を重点項目として展開してまいります。

1 普及啓発・就業開拓事業

- (1) 設立 40 周年を迎えるにあたり、一般市民も招待し、シルバー人材センターの社会的意義や活動内容を知っていただき、シルバー人材センターのさらなる発展を目指すため、令和 9 年 3 月 6 日に設立 40 周年記念式典を開催いたします。
- (2) 会員募集や事業案内等の最新の情報をホームページにより発信するとともに、三島市の広報紙「広報みしま」「市民カレンダー」等に掲載依頼していきます。
- (3) Gジェネフェスタ 2026 を「シルバーの日」(10 月第 3 土曜日) 10 月 17 日に開催し市民とのふれあいを通じて、シルバー人材センターへの理解と普及啓発を行います。
- (4) ボランティア活動や市の各種のイベントに役員・職員・会員が参加するなど、連携し普及啓発を行います。
- (5) 独自事業の新規事業等拡大を図っていきます。
- (6) 空き家管理等の新たな就業の場を三島市と協議していきます。
- (7) 会員一人一会員の勧誘を推進するとともに、入会説明会の案内、就業拡大等のチラシを新聞折込するほか、SNS を活用し会員増強を図ります。
- (8) コミュニティ FM ボ이스キューの CM 放送により、就業開拓や会員拡大を図ります。

2 適正就業の推進

- (1) 就業の公平及び未就業会員の就業機会を確保するため、就業 5 年を経過した会員に対し就業基準の内容を周知し、併せて当該会員に就業等に関する調査を実施して、就業基準の適正な運用を図ります。
- (2) 臨時的かつ短期的または軽易な業務の適正な運用及び請負・委任になじまない就業を労働派遣事業に切り替えるなど適正就業に努めます。
- (3) 発注者の期待に応えられるよう、また、会員のスキルアップも含めた各種講習会や研修会等を実施します。
- (4) インターネットを利用した会員専用サービス【Smile to Smile】を活用し、センターと会員の連携を強化し、会員就業の促進を図ります。
- (5) 会員の悩みごと相談や未就業会員に就業情報等を積極的に提供し退会の抑制に努めます。

3 安全就業の強化・意識改革

- (1) 会員の高年齢化にともない、つまずき、転倒のリスク防止等、安全就業の徹底に向けた取り組みを強化し、「事故ゼロ」を目標に、安全に対する会員各自の自覚を促すとともに、安全委員会を中心としたパトロールの実施、注意喚起文書の発信、安全講習会や健康維持確保講習の開催や研修会への参加等の安全就業対策の強化を図ります。
- (2) 事故が発生した場合、当該会員に事故報告書の提出と安全委員会での事故報告を義務化し、会員の安全就業に対する意識改革を図ります。
- (3) 刈払機を使用中の飛び石事故の防止対策を積極的に行い事故の撲滅を目指します。

4 福祉・家事援助事業の推進

- (1) 「子育て支援」や「ミニヘルパー事業」は、引き続き実施します。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業を三島市と連携を密にしながら、訪問型サービス・活動Bの事業者として多様なサービスの提供を行っていきます。

5 シルバー派遣事業の推進

- (1) 地域社会への多様なニーズへの柔軟な対応、及び適正な就業環境の推進の観点から会員の就業機会拡大につなげるための派遣事業を推進していきます。

6 三島市高齢者いきがいセンター指定管理

- (1) 令和 6 年度より、5 年間の指定管理者に選任されたので、高齢者いきがいセンターを活用し高齢者の就業機会を確保する取り組みを行います。

7 シルバー人材センター事業運営の健全化

- (1) 「自主・自立、共働・共助」の精神のもと会員及び役職員が連携して組織の充実強化を図り、事業運営の調査研究と情報収集に努め、より効果的な事業運営を進めます。
- (2) 事務・事業の見直しを不断に行い、「収支相償」の理念に基づき、行政官庁との連携を図りながら健全な事業運営に努めます。